

第2回あいネット運営委員会

発行日 2015/9/1

社会福祉法人生活クラブ
 柏市地域生活支援
 センターあいネット
 〒277-0004
 柏市柏下65-1
 ウェルネス柏内
 電話：04（7165）8707

目次	
第二回あいネット運営委員会	1 2
フードドライブ	2
就労準備支援室	3
柏市学習支援事業 ふれあい学習塾	4
お知らせ	4

ひとこと
 今年の夏は雨がすごかったですね。各地で大雨の被害も出て、大変な思いもされた方もいらっしゃると思います。日頃の防災対策の大切さを感じます。



8月19日に第2回あいネット運営委員会が開催されました。運営委員会は、柏市地域生活支援センター事業の進捗報告や連携のあり方を検証するために行われています。今年度も柏市内の医療、福祉、就労、法律各分野の団体・機関にご参加いただいております。今回の議題は「生活再建ついて」。住居確保給付金担当・家計相談担当から制度の概要等、事例を交えてのお話をさせていただきました。以下、お話の抜粋です。

◆住居確保給付金について

・住居確保給付金とは

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、柏市地域生活支援センター（あいネット）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

支給額：次の金額を上限として、収入に応じて調整された額を支給
 ￥41000（単身世帯） ￥49000（2人世帯） ￥53000（3～5人世帯）
 支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）
 支給方法：大家等の指定する預金口座に市役所から支給額を振込む。

・要件
 「離職等より経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失の恐れがある」。「申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内である」等。全部で8つの要件がある。

世帯人数	月の収入の合計額	預貯金の合計額
1人	8.1万円に家賃額（上限4.1万円）を加算した額以下	48.6万円以下
2人	12.3万円に家賃額（上限4.9万円）を加算した額以下	73.8万円以下
3人	15.7万円に家賃額（上限5.3万円）を加算した額以下	94.2万円以下
4人	19.4万円に家賃額（上限5.3万円）を加算した額以下	100万円以下
5人	23.2万円に家賃額（上限5.3万円）を加算した額以下	100万円以下

次ページ家計相談へ続く

◆家計相談支援事業

・業務全般について
 業務の基本的な考え方

生活困窮者の具体的対象者像を以下のように想定すると、対象者の中には、家計に問題を抱える人たちが多くことから、それらの人たちの家計に関する相談に応じ、相談者の家計債権や生活再生に向けた支援を実施する。

- ・現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。（生活困窮者自立支援法第2条より）
- ・地域生活から孤立し、社会的居場所を喪失している者等。
- ・生活困窮の理由・背景は①経済的困窮、②障害・疾病、③家族関係・人間関係等。
- ・具体的対象者像：生活保護ボーダー層、ホームレス、障害の疑いのある人、ニート、ひきこもり、高校中退者、中高不登校、就労未決定者等。

相談者の置かれている状況を理解し、その背景や要因をとらえ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導などをおこなうことで、相談者自身の家計を管理する能力を高め、家計再建に向けた伴奏型の支援を実施する。

家計収支全体の改善、家計管理に関する指導、金銭管理、債務整理の支援、貸付のあっせんだけでなく、生活課題を洗い出すことにつながる家計表の作成や、家計の予算を立てることで支援目標の数値化に繋がるキャッシュフロー表の作成をし、自立相談や就労支援と連動した支援を実施する。

①相談者基本情報の聞き取り	⑤家計収入と家計支出のバランスをみる
②相談者の主訴の聞き取り	⑥家計収支を改善するための対応策や支援方法を探る
③主訴から相談の背景を探る	⑦同行支援（弁護士事務所等）
④家計表を作成する	⑧継続支援（キャッシュフロー表の作成で家計予算の推移をみる）

委員の方からは、「多重債務相談を行っている。生活に困窮している方が増えてきていると感じる」。「貸付事業を行っているが、制度から外れてしまう方も多い。各機関と連携していきたい」。「お金がないから進学を諦めてしまう方もいる。このような制度の周知も大切だと思う」。「無年金や、働いていてもギリギリの生活を送っている人も多くいる」等々たくさんの意見がありました。

<感想>

理由は様々ですが、働きたくても満足に働くことができない方、収入が減ってしまった方など、多くいらっしゃいます。貸付制度や家計相談等、上手く制度や事業を織り交ぜながら支援を行っていき、悩みや困難を抱えている方のお手伝いができたら、と思います。

家計っていませんか？ ご家庭に眠っている食品大募集！！

「フードドライブ」とは？

ご家庭で余っている食品をご寄贈いただき、福祉施設や団体、困窮する世帯、個人等は無償で提供するボランティア活動です。
 ※集めた食品は民間や公的支援窓口を通じて提供します。

<ご寄付いただきたい食品>

お米、パスタ、乾物（のり・豆など）、保存食品（缶詰等）、フリーズドライ食品、インスタント食品、ギフトパック（贈答品の余剰等）、調味料各種、食用油、飲料（ジュース、コーヒー等）など

<受取り窓口・お問い合わせ>

柏市地域生活支援センターあいネット（就労準備支援室）
 柏市柏5-2-17 TEL：04（7162）5933
 ※月～金 9時～17時

あいネット就労準備支援室より



就労準備支援室からは、就労についての情報をお届け致します。講座にもぜひご参加ください。



履歴書記入の注意点 No.6

志望動機の書き方は・・・？

志望動機を作成する場合、簡潔な文を心がけることがまず大切です。

まず、応募した結論を書くようにします。最初に結論を言うだけで、分かりやすさが格段に向上します。次に大枠として、「業界」を志望した理由を説明します。

そして、「その企業でなければいけない」という点が伝わるように書くことが大切です。さらに、「入社して何をしたいか」が伝わるように書きましょう。

最後に決意、つまり最大限に努力すること、会社に貢献することなどの決意を述べて、志望動機を締めくくります。



コミュニケーションのスキルをアップさせましょう！ No.4

誤解されたメラビアンの法則その2

先月は、メラビアンの法則の「7-38-55のルール」でした。今回はいよいよその誤解についてお話します。結論を先に言いますと、メラビアンの法則は“ある限定された状況下”で行われたものということです。

メラビアン自身も、好意・反感などの態度や感情のコミュニケーションを扱う実験から生み出されたものであり、話者が好意や反感について語っていないときは、これらの等式はあてはまらないと言っています。すなわち、「言葉による情報（メッセージの内容）」(7%)、「聞きとる情報（声のトーンや口調）」(38%)「見られる情報（ボディランゲージや見た目）」(55%)ということなのです。



今月の講座案内

講座受講希望の方は日程調整いたします。ご連絡ください。



コミュニケーション講座

面接の模擬をしたり、気持ちが楽になるコミュニケーションの方法をお伝えします。ワークを通してスキルを高めましょう！



キャリア講座

自分を振り返りながら、仕事についても考えてみましょう！



パソコン講座

Word・Excelを通してパソコンの基本的な操作を覚えられるようお手伝いします。マンツーマンが基本ですので、ご自分のペースで練習する事ができます。



職場体験

ディサービス「あじさい」で高齢者が自立した生活ができるようお手伝いをします。車で送迎します。昼食代500円頂きます。



この講座は、生活困窮者自立促進支援法に基づく支援を利用されている方に向けてのプログラムです。対象ではない方で利用希望の方は電話でご相談ください。

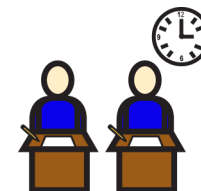
柏市学習支援事業 「ふれあい学習塾」



生活困窮者自立支援法に定める事業の中に「生活困窮世帯の子どもの学習支援」があります。任意事業のため各自治体によって異なりますが、柏市ではNPO法人教育支援三アイの会が委託を受け実施しています。理事長の木内氏に事業の状況について伺いました。

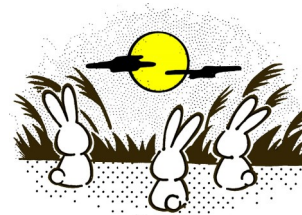


この事業は、中学2年生及び3年生の子どもを持つ生活困窮世帯（生活保護受給世帯も含む）に対して、子どもの高校進学に対する動機づけを行い、親子の進学意識を高めるとともに、学習支援、居場所づくりを行うことにより子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防ぐことを目的としています。現在は約70名の方が、週に一度ボランティアスタッフと一緒に自分のペースで学びを進めています。



NPO法人教育支援三アイの会は、千葉県東葛地区の小中学校を退職した教職員を中心に設立、子ども、親、教師などへの教育支援を目的に平成16年より活動をしています。4年前からは生活保護世帯の子どもたちへ、高校進学を目標に学習支援を行ってきました。当初は10数名に対しての支援でしたが、今年度の事業開始から対象者が急増し今後も増えることが予想されています。養育環境や経済問題など、さまざまな理由から正常な学習活動が出来ない子どもたちは、高校進学をあきらめてしまうことが少ないため、その結果、限られた職にしか就けず非正規雇用など不安定な就業をせざるを得ない状況に陥る可能性が高くなります。また無事に高校へ入学することができてもアルバイトや人間関係などで退学する子どもたちも多く、入学後も高校と連携するなど、対象生徒への中長期的な支援の必要性も感じているとのことです。

経済的な問題を抱えるご家庭では、両親は生活に追われているため子どもに配慮できる余裕がなく、学習活動に携った場合でも発見されにくいことがあります。木内氏とのお話から、子どもの学習を通じていろいろな支援機関との双方向（またそれ以上）の連携で、生活困窮のご家庭全体を支えるネットワークを作っていけるよう、今後も努力しなければと強く感じているところです。



＜事業に関するお問い合わせ等＞

NPO法人教育支援三アイの会

住所：柏市柏3-6-14増山第一ビル402
電話：04-7162-2030



お知らせ

こちらのコーナーへ掲載希望の方はあいネットまで
(TEL：04-7165-8707 FAX：04-7165-8709)

第58回日弁連人権擁護シンポジウム第2分科会

テーマ『成年後見制度』から『意思決定支援制度』へ
～認知症や障害のある人の自己決定の実現を目指して～

日時：2015年10月1日(木)12：30～16：00

開場：幕張メッセ国際会議場コンベンションホールA

参加費は無料

お問い合わせ：日本弁護士連合会人権部人権第二課

TEL：03-3580-9982 FAX：03-3580-2869